

質問回答書

	質問内容	回答
1	「あなたの世帯はどのタイプ?～お金との付き合い方の特徴を知ろう～(A3 二つ折り表裏2 ページ)」のダウンロード先を教えてください。	対象資料については、契約後に御確認いただいております。
2	障害者差別解消法について市としての対応要領・対応指針などはあるか。あれば拝見したい。	本市ホームページに掲載をしております。御確認ください。 障害者差別解消法への対応 横浜市
3	グラフィックデザイン等のアクセシビリティに関する市としてのポリシーやガイドラインあるいはベンチマークとしている企業や自治体等のものがあるか。あれば拝見したい。	デザインに関してのルール等は定めておりません。ユニバーサルデザインについては、健康福祉局福祉保健課作成の「わかりやすい印刷物のつくり方」を御参考ください。 わかりやすい印刷物のつくり方（ユニバーサルデザインの視点から） 横浜市
4	本業務における「知的障害者等」について、市が想定している具体的なターゲット層（障害種別や、想定される読解レベルの目安など）の定義はあるか。ない場合はプロポーザル提案側が想定するものか。	本業務における、「知的障害者等」について、具体的なターゲット層の定義は定めておりません。 別紙1の業務委託説明資料の「2 業務目的」へ記載のとおり、障害当事者が内容を正しく理解できるような資料作成をお願いしております。
5	業務内容に含まれる「障害当事者によるチェック」について、チェックを行う当事者の確保（アサイン）や、実施に係る謝礼、会場費などの実費等については市側の負担という理解でよいか。	当事者の確保、謝礼、会場費等の当事者によるチェックの実施に要する費用については、いずれも提案者側で御対応いただくことを想定しております。
6	前質問の回答が提案側の負担の場合、市側で当事者の紹介や調整、あるいは検証の場（定例会等）の提供などのサポートをい	当事者の紹介、調整や場の提供等は委託者では行っておりません。これらにつきましては、提案者側において御調整いただくことを

	ただくことは可能か。	前提としています。
7	制作工程の中で、どの段階（プロトタイプ時、最終案など）で何回の当事者チェックを実施することを想定しているか。	当事者チェックの回数は決めておりません。そのため、提案者側において作成過程全体をふまえ、効果的なタイミング及び必要な回数を御検討ください。そのうえで、作成過程の中で適切に実施いただくことを想定しております。
8	履行期限（令和 9 年 3 月 31 日）が長期だが、スケジュールの提出は期限にあわせるのか。	履行期限までに完成品の納品をお願いしております。
9	支払いは本委託内のフェーズごとに得るような相談は可能か。	全ての資料の納品を確認後にお支払いをいたします。フェーズごとの支払いや都度払いは想定しておりません。